

健康保険の一部改正について

平成 28 年 10 月 1 日から下記のとおり健康保険の取扱いが変わりましたのでご案内いたします。

記

1. 短時間労働者に対する健康保険の適用が拡大されます。

平成 28 年 10 月 1 日から、**特定適用事業所**に勤務する**短時間労働者の方**は、新たに健康保険の適用対象となります。

該当する方は、被保険者資格取得届の⑪備考欄に「短時間労働者」と記入をして届出をお願いします。

特定適用事業所の要件

同一事業主の適用事業所（法人番号が同じ適用事業所）に使用される通常の労働者及びこれに準ずる者の合計が、1 年で 6 ヶ月以上、500 人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

なお、施行日時点で特定適用事業所に該当する場合は、日本年金機構より「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。制度改正時に特定適用事業所に該当する場合「特定適用事業所該当届」を提出していただく必要はありませんが、制度改正後に特定適用事業所に該当、不該当となった場合は、「特定適用事業所 該当／不該当届」の提出をお願いします。

短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の①～④全てに該当する方。

①週の所定労働時間が 20 時間以上であること

※「所定労働時間」が週単位で定まってない場合の算定方法

(1) 1 ヶ月単位で定められている場合

1 ヶ月の所定労働時間を 12 分の 52 で除して算定

(2) 1 年単位で定められている場合

1 年間の所定労働時間を 52 で除して算定

(3) 1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合

平均により算定

②雇用期間が 1 年以上見込まれること

(1) 期間の定めがなく雇用される場合

(2) 雇用期間が 1 年以上である場合

(3) 雇用期間が 1 年未満だが、雇用契約書に契約が更新される旨または更新される可能性が明示されている場合や、同様の雇用契約により雇用された者について更新等により 1 年以上雇用された実績がある場合

以上、(1)～(3)に該当する場合も②と同じ取扱いになります。

③賃金の月額が 8.8 万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた賃金の額が、8.8 万円以上である場合になりますが、ただし、次に掲げる賃金は除きます。

【除外対象】

- ・ 臨時に支払われる賃金および 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金
(例 結婚手当、賞与等)
- ・ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金
(例 割増賃金等)
- ・ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金
(例 精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

※ なお、被保険者資格取得届、算定基礎届等の届出をしていただく際の「報酬月額」については、短時間労働者についても一般の被保険者と同様に、臨時に支払われる賃金以外の時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等も含めて届出をしていただくことになります。

④学生でないこと

2. 健康保険の被扶養者認定の同一世帯要件が一部変更になります。

健康保険法による被保険者の兄姉と弟妹の扶養認定要件について、兄姉（被保険者との同一世帯要件あり）と弟妹（同一世帯要件なし）の間に差が設けられていましたが、平成 28 年 10 月 1 日より兄姉の同一世帯要件が廃止されます。ただし、収入要件に変更はありません。

3. 被保険者資格取得の基準の明確化

健康保険の被保険者資格の取得基準が明確になります。

従来の取扱い（旧）	平成 28 年 10 月 1 日以降の取扱い（新）
1 日または 1 週の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が常時雇用者の <u>おおむね</u> 4 分の 3 以上（この基準に該当しない場合であっても被保険者として取扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断する。）	1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が常時雇用者の 4 分の 3 以上。

※ 施行日（平成 28 年 10 月 1 日）において、新たな 4 分の 3 基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。